

## 道路区域の変更について

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 1 8 条第 1 項の規定に基づき，道路区域を次のように変更した。

なお，関係図面は告示の日から 2 週間新潟市土木部土木総務課及び新潟市東区役所建設課において，一般の縦覧に供する。

平成 2 2 年 3 月 3 0 日

新潟市長 篠 田 昭

道路の 種 類	路 線 名	区 間	変 更 前後別	敷 地 の	
				幅員（m）	延長（m）
市道	東 4-31 号線	新潟市東区中山七丁目 610 番 14 地先から 新潟市東区中山七丁目 610 番 2 地 先まで	前	5.2 ~ 7.0	9.5
			後	5.9 ~ 10.8	9.5